



新年あけましておめでとうございます

あっという間にダラッと過ごした年末年始が終わり、日常生活に戻るのも困難ですが、継続は力なりと言いますが節目の200回に到達しました。これからも学校事務センターをどうぞよろしくお願い致します。

休暇が新しく付与されます

※年度途中で採用・任用となった場合は、任用期間に依りての付与となります。

年次有給休暇(年休)……20日

家族看護の休暇(特休)……4日(中学校就学の始期に達するまでの子の場合にあつては当該日数に4日を加えた日数、2人以上の場合にあつては8日を加えた日数)の範囲内の期間

学校等行事の休暇(特休)……高校等を卒業し又は修了するまでの子1人につき1日の範囲内の期間

短期の介護休暇(特休)……5日、要介護者が2人以上の場合は10日
別途「要介護者の状態等申出書」必要
※暦年で付与される特休は他にもあります。



ふるさと納税

利用していますか!?

最近ネットやCMでよく見かけるとは思いますが、実際利用されていますでしょうか?

自己負担金2,000円で寄付上限額内であれば、様々な自治体から返礼品を受け取ることができます。

R4.1.1~12.31の間に行えば来年(R5)の住民税に対して寄付金額分が控除されます。

確定申告が必要になってくるのですが、寄付先の自治体が5つ以内であればワンストップ特例という制度が利用でき、自治体から届く書類に記入、添付資料を送り返すことで完了させることができます。ぜひ1年の楽しみが増えますので利用してみてください。

旅費PCにて命令書作成時に

共通用務内容・共通用務先 をご利用ください

1/19 市教推教育研究集會が行われます。

亀山市内の小中学校の他にも、皆様が比較的よく出張に行かれる施設について、共通用務先として登録しています。旅行命令書作成及び精算が簡単になりますので、ぜひご利用ください!



特殊勤務実績簿について

1月分は1月28日(金)締切
その後すぐにシステム入力し、2月の給与で支給します。必ず提出の期限を守ってください。